

茨城県報

号外(3)

昭和48年4月26日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

- ◎ 茨城県県税条例の一部改正(税務課) 1
- ◎ 茨城県県税条例施行規則の一部改正(税務課) 6

条 例

茨城県県税条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和48年4月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第32号

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項第3号中「38万円」を「43万円」に改める。

第40条の4第1項中「第21条の6」を「第21条の9」に改める。

第41条第10項中「第6項又は第7項」を「第7項又は第8項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 住宅を購入して譲渡する者で施行令第36条の2の2に定めるものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものを当該住宅が新築された日から6月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行なわれた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から6月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行なわれない場合においては、当該購入した日から6月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

第41条の2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
第41条の3第1項中「5万円」を「10万円」に、「15万円」を「23万円」に「8万円」を「12万円」に改める。

第41条の10第1項第3号中「日本住宅公団」の次に「 」, 地方住宅供給公社」を加え、「又は」を「若しくは」に、「第39条の4」を「第39条の4第1項」に改め、「新築した住宅」の次に「又は住宅を購入して譲渡する者で施行令第39条の4第2項に定めるものが購入した住宅（新築された日から6月以内に購入された新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものに限る。）」を加え、「当該住宅」を「これらの住宅」に改め、「新築された日」の次に「（当該購入した住宅にあっては、当該購入された日）」を加える。

第41条の13第2項中「第8項及び第9項」を「第9項及び第10項」に改める。

第41条の13の6の次に次の1条を加える。

（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第41条の13の7 知事は、土地改良区が土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2. 第41条の13の3第2項、第41条の13の2第3項及び第41条の12の規定は、土地改良区が前項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消しについて、第41条の13の2第5項及び第6項の規定は、前項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付についてそれぞれ準用する。この場合において、第41条の13の2第5項中「納税義務者」とあるのは「当該土地改良区」と読み替えるものとする。

第41条の14第2項中「第8項及び第9項」を「第9項及び第10項」に改める。

第41条の15（見出しを含む。）中「日本住宅公団」の次に「又は地方住宅供給公社」を加え、同条第1項中「第9号」の次に「又は第9号の2」を加える。

第43条の2第3項中「ばちんと場、まあじゃん場、たまつき場及び施行規則第9条に規定する施設のうち」を削り、同項第3号中「前号」を「前各号」に改め、同項第5号を同項第8号とし、同項第1号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、同項に第1号、第2号及び第3号として次の3号を加える。

(1) ばちんと場

(2) まあじゃん場

(3) たまつき場

第43条の3第2項の表中「ばちんと場」を「ばちんと場及びばちんと場に類する施設」に、「射的場」を「射的場及び射的場に類する施設」に、「まあじゃん場」を「まあじゃん場及びまあじゃん場に類する施設」に、「たまつき場」を「たまつき場及びたまつき場に類

する施設」に、「ボーリング場」を「ボーリング場及びボーリング場に類する施設」に、

6 ゴルフ場に類する施設	1 級	1人1回につき	250円	を
	2 級	1人1回につき	150円	

6 ゴルフ場に類する施設	1 級	1人1回につき	300円	に改める。
	2 級	1人1回につき	200円	

第43条の3の2第2項の表を次のように改める。

等級	税	率
1 級	1人1日につき	1,000円
2 級	1人1日につき	900円
3 級	1人1日につき	800円
4 級	1人1日につき	700円
5 級	1人1日につき	500円
6 級	1人1日につき	400円

第45条第1項中「900円」を「1,200円」に改める。

第45条の2の2第1項中「1,800円」を「2,400円」に改める。

第45条の3第1項中「900円」を「1,200円」に改め、同条第2項中「450円」を「600円」に改める。

第52条の2第3項中「1,800円」を「2,400円」に、「900円」を「1,200円」に改める。

第65条第1項を次のように改める。

第65条 自動車税の納期は、5月21日から5月31日までとする。

第65条の2第3項中「その異動があった期(第1項の賦課期日後9月30日までの期間又は10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。)まで」を「当該年度」に改め、「その異動があった期の翌期からは異動後の自動車税の税率により、それぞれ期割をもって算定した額の合計額により」を削り、同条第4項中「一の期の間」を「第1項の賦課期間後」に、「当該所有者の変更があった期」を「当該年度」に、「当該期」を「当該年度」に改める。

第66条第2項中「次の各号に掲げる期間内」を「同項の賦課期日後翌年2月末日までの間」に改め、「当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる自動車税の額に限り」を削り、各号を削る。

付則第14項中「昭和48年度までの6年度分」を「昭和53年度までの各年度分」に、「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

付則第18項を次のように改める。

(自動車取得税の税率の特例)

18 法付則第32条第2項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第102条の4の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

(1) 当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令の公布の日の翌日から昭和49年3月31日までの間 100分の1

(2) 昭和49年4月1日から同年9月30日までの間 100分の2

付則第18項の次に次の1項を加える。

19 法付則第32条第3項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第102条の4の規定にかかわらず、100分の1とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第43条の3第2項及び第43条の3の2第2項の改正規定は、昭和48年6月1日から、第45条第1項、第45条の2の2第1項、第45条の3第1項及び第2項並びに第52条の2第3項の改正規定は、同年10月1日から、第65条第1項、第65条の2第3項及び第4項並びに第66条第2項の改正規定は昭和49年4月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 改正後の茨城県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中第22条の2第1項第3号の規定は、昭和48年度分の個人の県民税から適用し、昭和47年度分までの個人の県民税についてはなお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第41条の3第1項の規定は、昭和48年1月1日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

5 新条例第43条の3第2項の表第6号及び第43条の3の2第2項の規定は、昭和48年6月1日以後におけるゴルフ場に類する施設の利用及びゴルフ場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前における当該施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

- 6 新条例第45条第1項, 第45条の2の2第1項, 第45条の3第1項及び第2項並びに第52条の2第3項の規定は, 昭和48年10月1日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新条例第44条に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し, 同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については, なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

- 7 新条例第65条第1項, 第65条の2第3項及び第4項並びに第66条第2項の規定は, 昭和49年度分の自動車税から適用し, 昭和48年度分までの自動車税については, なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

- 8 新条例付則第18項及び第19項の規定は, 施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し, 同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については, なお従前の例による。

規 則

茨城県規則第38号

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和48年4月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県税条例施行規則(昭和34年茨城県規則第107号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「納税通知書に接続してある用紙をもって領収済通知書を発行し、その領収証書はこれ」を「領収証書」に、「納税通知書は」を「収入伝票は」に改める。

第19条の3中「第4項」を「第5項」に改める。

第20条の2中「第4号」を「第3号」に改める。

第39条の表中

「不動産取得税減額(還付)申請書(条例第41条第10項、第41条の10第3項、第41条の13第3項、第41条の13の2第6項、第41条の17第2項)	様式第67号	を
「不動産取得税減額(還付)申請書(条例第41条第11項、第41条の10第3項、第41条の13第3項、第41条の13の2第6項、第41条の13の3第3項、第41条の13の4第2項、第41条の13の5第2項、第41条の13の6第2項、第41条の13の7第2項、第41条の17第2項)	様式第67号	に、
「不動産取得税徴収猶予申請書(条例第41条の11第2項、第41条の13の2第3項)	様式第70号	を
「不動産取得税徴収猶予申請書(条例第41条の11第2項、第41条の13の2第3項、第41条の13の3第3項、第41条の13の4第2項、第41条の13の5第2項、第41条の13の6第2項、第41条の13の7第2項)	様式第70号	に

改める。

様式第14号(ア)の3及び様式第14号(ア)の4を削り、様式第14号(ア)の5を様式第14号(ア)の3とし、様式第14号(ア)の6を様式第14号(ア)の4とする。

様式第14号(ニ)中「10日経過日」を「納期限後1月経過日」に改める。

様式第14号(カ)の1中「延滞金(日歩4銭)起算日」を「納期限後1月経過日」に改める。

様式第14号(ク)の2中「10日経過日」を「納期限後1月経過日」に改める。

様式第25号及び様式第26号中

「課税課長
(間税係長)」を「間税係長」に改める。

様式第35号(ウ)を次のように改める。

様式第35号(ウ)

表

裏

料 納付納入書兼領収証書 県税 (公)

料 理 飲 食 等 消 費 税					
口座番号 東京公		番	加入者 茨城県	県 税 事務所	
税 目	帳 票	県税	整理番号	登 録 番 号	
1 0 8	3 0 5	5 6		11	15

屋 号

実績年月 16 年 月	該当するもの・申告分 を○でかこん・更正分 ください。・決定分	区分 20	調定年度 22	収入 コード 24
納 期 限		年 月 日		
税 額		25 億 千 円 十 万 千 百 十 33 円		
延 滞 金 額		34 42		
過少申告加算金額		43 51		
不申告加算金額		52 60		
重 加 算 金 額		61 69		
計				
納付(入) 場 所	当県税事務所、県内郵便局、県指定金融機関、県収納代理金融機関			
所 属 店 名	茨城県指定 金融機関 常陽銀行 支店			
上記のとおり納付します。		領収日付印		
取りまとめ 郵便局	郵便番号	郵便局		
納 税 者 保 管				

(注意) 納期限後の納付

納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納めるべき税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てる。)に、14.6パーセント(納期限(更正決定があった場合の料理飲食等消費税については、その納期限)の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額をあわせて納めなければなりません。

ただし、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は納める必要はありません。

なお、納期限までに納付しないときは、督促状が発せられ、また督促状を発した日から起算して10日を経過した日までには納付しないときは、滞納処分を受けることになります。

料 収入金伝票 県税 (公)

料理飲食等消費税

口座番号 東京公	番	加入者 茨城県	県 税 事務所	
税目	帳票	県税	整理番号	登録番号
108	305	56	11	15

屋号

実績年月 16年 月	該当するもの・申告分 を○でかこん・更正分 でください。・決定分	区分 20	調定年度 22	収入 24
納 期 限	年 月 日			
税 額	25億千 百 十 万 千 百 十 3 円			
延 滞 金 額	34	42		
過少申告加算金額	43	51		
不申告加算金額	52	60		
重 加 算 金 額	61	69		
計				

所 属 店 名	茨城県指定 金融機関	常陽銀行	支店
日 計	領収日付印		
口 円			
受付金融機関保管			

料 領収済通知書 県税 (公)

料理飲食等消費税

口座番号 東京公	番	加入者 茨城県	県 税 事務所	
税目	帳票	県税	整理番号	登録番号
108	305	56	11	15

屋号

実績年月 16年 月	該当するもの・申告分 を○でかこん・更正分 でください。・決定分	区分 20	調定年度 22	収入 24
納 期 限	年 月 日			
税 額	25億千 百 十 万 千 百 十 3 円			
延 滞 金 額	34	42		
過少申告加算金額	43	51		
不申告加算金額	52	60		
重 加 算 金 額	61	69		
計				

所 属 店 名	茨城県指定 金融機関	常陽銀行	支店
徴収記簿	連作 格成 票済	領収日付印	
取りまとめ 郵便局	郵便番号	郵便局	
県税事務所保管			

様式第67号を次のように改める。

様式第67号

受 付 印		不動産取得税減額(還付)申請書					
県税事務所長殿			昭和 年 月 日提出				
申 請 者	住 所						
	氏 名	(印)					
取得した不動産	土 地	所 在	地 番	地 目	地 積	取得年月日	
					m^2	. . .	
	家 屋	所 在	家屋番号	種 類	延床面積	取得年月日	
					m^2	. . .	
住宅の建築状況 (ア)	着 工 年月日	昭和 年 月 日 完 成 昭和 年 月 日 延床面積 m^2					
公共事業のため 収用され又は譲 渡した年月日 (イ)	土 地	昭和 年 月 日					
	家 屋	昭和 年 月 日					
譲渡担保財産を 移転した年月日 (ウ)	土 地	昭和 年 月 日					
	家 屋	昭和 年 月 日					
組合員又は所属 員に譲渡した年 月日 (エ)	土 地	昭和 年 月 日					
	家 屋	昭和 年 月 日					
農地保有合理化 促進事業に係る 農地又は土地改 良区の換地を譲 渡又は交換した 年月日 (オ)	土 地	昭和 年 月 日					
還付をうけるべ き税額	納税通知 書の税額	納付済額		減額とな った税額	還付をうけ るべき税額	納税通知書番号	
	円	円		円	円		
記 事							
備考 1. (ア)の適用条文…条例第41条の10及び条例第41条の17に該当する場合 (イ)の適用条文…条例第41条の13の2に該当する場合 (ウ)の適用条文…条例第41条の13の3に該当する場合 (エ)の適用条文…条例第41条の13の4及び条例第41条の13の5に該当する場合 (オ)の適用条文…条例第41条の13の6及び条例第41条の13の7に該当する場合 2. 法人及び団体等にあつては代表者の住所氏名も記載すること。							

様式第70号を次のように改める。

様式第70号

付 受 印		不動産取得税徴収猶予申請書					
県税事務所長殿				昭和 年 月 日提出			
不動産の取得者 (ア)	住 所						
	氏名又は名称	(印)					
取得した不動産 (イ)	土 地	所 在	地 番	地 目	地 積	取得年月日	
					m^2	. .	
	家 屋	所 在	家屋番号	種 類	構 造	延床面積	
						m^2 . .	
住宅の建築状況 (ウ)	着 工 年月日	昭和 年 月 日	完 成 年月日	昭和 年 月 日	延床面積	m^2	
公共事業の用に 供するため収用 又は譲渡しよう とする年月日 (エ)	土 地	昭和 年 月 日					
	家 屋	昭和 年 月 日					
譲渡担保財産を 移転しようとする 年月日 (オ)	土 地	昭和 年 月 日					
	家 屋	昭和 年 月 日					
組合員又は所属 員に譲渡しよう とする年月日 (カ)	土 地	昭和 年 月 日					
	家 屋	昭和 年 月 日					
農地保有合理化 促進事業に係る 農地又は土地改 良区の換地を譲 渡又は交換しよう とする年月日 (キ)	土 地	昭和 年 月 日					
徴収猶予申請の 事由							
備考 1. 法人及び団体等にあつては、代表者の住所、氏名も記載すること。 2. (ウ)の適用条文…条例第41条の11に該当する場合 (エ)の適用条文…条例第41条の13の2に該当する場合 (オ)の適用条文…条例第41条の13の3に該当する場合 (カ)の適用条文…条例第41条の13の4及び条例第41条の13の5に該当する場合 (キ)の適用条文…条例第41条の13の6及び条例第41条の13の7に該当する場合							

様式第90号中「1,800円」を「2,400円」に,「900円」を「1,200円」に改める。
様式第95号及び様式第105号中「900円」を「1,200円」に改める。
様式第107号の2(ア)を次のように改める。
様式第107号の2(ア)

料理飲食等消費税の更正・決定及び加算金の決定通知並びに納税告知書															発 番		税第 号	
税 目		帳票 県税 整理 番号		登 録 番 号		徴収金の指定納付(入)期限			住 所		業 種		屋 号					
0803						昭和 年 月 日			氏名又は 名 称									
実績年月	年 別	区 別	更 正 ・ 決 定 額			既 申 告 額			増 差 額			加 算 金			申告書提出期限 申告書提出月日			
			課税標準額		税 額	課税標準額		税 額	課税標準額		税 額	種 類	率	金 額				
			宿 泊 遊興飲食等	計		宿 泊 遊興飲食等	計		宿 泊 遊興飲食等	計								
年 月	現年 1 過年 2	更 正 02 決 定 03	円	円	円	円	円	円	1億千 百十 万千 百十 円	1億千 百十 万千 百十 円	円		100	千 百 十 万 千 百 十 円	年 月 日			
年 月									2				100		.	.		
年 月									1				100		.	.		
年 月									2				100		.	.		
年 月									1				100		.	.		
年 月									2				100		.	.		
年 月									1				100		.	.		
年 月									2				100		.	.		
年 月									1				100		.	.		
年 月									2				100		.	.		
年 月									1				100		.	.		
年 月									2				100		.	.		
年 月									1				100		.	.		
年 月									2				100		.	.		
年 月									1				100		.	.		
年 月									2				100		.	.		
年 月									1				100		.	.		
年 月									2				100		.	.		
計			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	100		.	.		
延滞金	納期限(この告知書による納期限ではなく、本来の納期限をいう。)の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、不足金額(その税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てる。)について年14.6パーセント(この告知書の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合で計算した金額(計算した延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が500円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てる。)																	
上記のとおり地方税法第20条の9の3第3項、第124条、第127条及び第128条の規定により課税標準額、税額及び加算金額を更正、決定したから通知します。なお、この通知書により納付(納入)すべき金額は、実績年月ごとに上記指定納期限までに、同封の納付(納入)書の場所に納付(納入)して下さい。																		
昭和 年 月 日 県税事務所長 印																		
(1)納付(納入)の際は、この通知書を持参してください。 注(2)この更正、決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日から60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、茨城県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は当県税事務所を経由して提出するようにしてください。なお、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。																		

様式第107号の2(イ)を次のように改める。

様式第107号の2(イ)

料理飲食等消費税不申告加算金
の決定通知並びに納税告知書

税目	帳票	県税	整理番号	登録番号
0	8	5	5	

展 号

殷

昭和 年 月分		料理飲食等消費税	
申告書提出期限 年 月 日	基礎となる税額 円	割合	不申告加算金 円
		100	
申告書提出月日 年 月 日	加算金の指定納期限 昭和 年 月 日		
納 付 場 所	当県税事務所, 県内郵便局 県指定金融機関, 県収納代理金融機関		

上記のとおり地方税法第127条の規定により
不申告加算金額を決定したから通知します。

昭和 年 月 日

茨城県

県税事務所長



(注) この決定通知に不服があるときは、この通知
書を受け取った日から60日以内に行政不服審
査法第4条の規定により茨城県知事に審査請求
をすることができます。審査請求書は、当県税
事務所を経由して提出するようにして下さい。
なお、審査請求書は正副2通を提出しなけれ
ばなりません。

様式第128号を次のように改める。

様式第128号

質 問 て ん 末 書

住 所
職 業
氏 名

右の者何某に係る地方税法(茨城県県税条例)違反けん疑事件() (年)
税
関係)に関し、昭和 年 月 日 において本職の質問
に対し任意左のとおり供述した。

問
.....

答
.....

問
.....

答
.....

被質問者氏名

印

右のとおり質問応答の要領を録取し、読み聞かせかつ、示したところ、相違
ない旨申し述べたのでともに署名押印した。

前記場所において

(勤務所)

茨城県徴税吏員
茨城県事務吏員

印

検 査 て ん 末 書

にかかる地方税法(茨城県県税条例)違反けん疑事件
(税関係) に関し、昭和 年 月 日本職は
を立会させて左記のとおり検査をした。

昭和 年 月 日

検査の場所において

(勤務所)

茨城県徴税吏員

印

茨城県事務吏員

立会人(検査を受けた者)

住 所

職 業

氏 名

印

検 査 の 時	午 時 分から 午 時 分まで
検 査 の 目 的	
検 査 の 場 所 又 は 物 件	
検 査 の 結 果	
備 考	検査の結果発見した証拠物件は任意提出を受け別紙領置目録のとおり領置した。
備 考	検査の時とは、検査に着手終了した時刻を記載すること。

様式第129号を次のように改める。

様式第129号

様式第131号を次のように改める。

様式第131号

捜 索 の 結 果	捜 索 の 目 的 た る 物 件	捜 索 の 場 所 及 び 身 体		捜 索 の 時	
				至自 時時 分分	
		臨 検 索 許 可 状 に よ る 場 合		臨 検 索 許 可 状 に よ る 場 合	
		臨 検 索 許 可 状 に よ ら な い 場 合	許 可 状 を 示 さ れ た 者	発 付 年 月 日	発 付 官
				昭 和 年 月 日	裁 判 官
					簡 地 易 方 裁 判 所

臨 検 索 て ん 末 書

番地において茨城県徴税吏員 に対する地方税法違反けん疑事件につき昭和 年 月 日 は

を立会わせて左のとおり搜索した。

昭和 年 月 日

臨検搜索の場所において

(勤務所)

茨城県徴税吏員

茨城県事務吏員

立会人

(年 印 印)

様式第138号を次のように改める。

様式第138号

告 発 書

昭和 年 月 日

地方検察庁
検 事 正

殿

茨 城 県 知 事
茨 城 県 県 税 事 務 所 長

印

左記の者地方税法違反事件につき地方税法第
告発致します。

条において準用する国税犯則取締法第

条第

項により

記

一 犯則けん疑者

住 所
職 業
氏 名

二 罪 名

地方税法違反

三 該 当 法 令 条 項

地方税法第

条

四 告 発 事 実

様式第139号を次のように改める。

様式第139号

通 知 書

地方税法(茨城県県税条例)違反けん疑事件に関して徴税吏員の報告があったので調査したが犯
則の心証を得ない。

上記地方税法第 条の規定において準用する国税犯則取締法第19条により通知する。

昭和 年 月 日

茨 城 県 知 事
茨城県 県税事務所長
殿



付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第90号、様式第95号及び様式第105号
の改正規定は、昭和48年10月1日から施行する。

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
休日の場合は繰り下ぐ 金 300 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所